

## 天理市子ども・若者総合相談窓口事業運営要綱

### (目的)

第1条 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことを支援するため、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点として、天理市子ども・若者総合相談窓口事業（以下「相談窓口事業」という。）を運営する。

### (実施場所)

第2条 相談窓口事業の実施場所は、天理市勾田町174番地 天理市御経野コミュニティセンター内相談室、又は、別に定めるところとする。

### (所掌事務)

第3条 相談窓口事業の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する子ども・若者の自立及び社会参加に関する情報の収集及び提供並びにその相談に関すること。
- (2) 子ども・若者の自立及び社会参加を支援する関係機関との連携に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、相談窓口事業の目的を達成するために必要な事項

### (対象者)

第4条 相談窓口事業の対象者は、原則として天理市に在住する者とする。

### (開設日及び時間)

第5条 相談窓口事業の開設日は、毎週火曜日とする。（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの間は除く。）ただし、教育長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 相談窓口事業の開設時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

### (相談員)

第6条 相談員は、社会福祉士・臨床心理士等資格保有者、又は、相談等の研修を修了した者とする。

(報償)

第7条 相談員の報償は、予算の範囲内で別途定める。

(守秘保持義務)

第8条 相談窓口事業事務を行う者は、正当な理由なく、相談窓口事業の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(記録及び保管)

第9条 相談業務を行ったときは、その要旨及び経過を記録しなければならない。

2 前項に規定する記録は、厳重に保管しなければならない。

(庶務)

第10条 相談窓口事業の庶務は、天理市教育総合センターで処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成25年4月16日から施行する。